

平成23年度 帯広市ばんえい競馬番組編成要領

第1 趣 旨

平成23年度において帯広市が行う地方競馬(以下「ばんえい競馬」という)の競馬番組の作成は、帯広市ばんえい競馬実施条例及び帯広市ばんえい競馬実施条例施行規則(以下「規則」という)に基づいて、この要領の定めるところにより行う。

第2 定 義

- 1 この要領において「収得賞金」とは、競馬番組で示した賞金額で、千円未満を切り捨てた額とする。ただし、平成22年度においては、競馬番組で示した賞金額の70%を収得賞金とする。
- 2 この要領において「通算収得賞金」は、平成20年度以降の収得賞金とする。

第3 出走申込馬の資格

次の各号全部の条件をそなえていること。

- 1 地方競馬全国協会の登録を受けた馬。
- 2 軽種及び軽半血種以外の馬。
- 3 日本国内で生産された馬。
- 4 2歳以上の馬。
- 5 能力検査に合格した馬。

第4 出走の拒否

- 1 こ疾の程度が重い馬。
- 2 出走取消をした馬、競走除外馬及び能力調教再検査(能力注意を受けた馬を含む)を指示された馬は、その開催の残余期間。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 尋常蹄鉄を使用しない馬。ただし、委員長が特に処置を認めた場合はこの限りでない。
- 4 失明馬、片眼の視力が正常でない馬。
- 5 出走申込日までに委任状(規則第105条第2項)及び競走馬預託契約書の写しを提出しなかった馬。
- 6 規則第78条第1項により、期日までに賞金返還に応じなかった馬主の馬。
- 7 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬。
- 8 アナボリックステロイドが検出され出走停止を受けた馬は出走の日から起算して60日間。

ただし、管理調教師が陽性判明後に(財)競走馬理化学研究所による自主検査を受け、当該薬物が残留していないことが証明された馬はこの限りでない。

第5 出走の制限及び競走の取り止め

- 1 1競走における出走頭数は、10頭以下とする。
- 2 普通競走において、前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、抽選により出走馬を決定する。
- 3 前項により出走できなかった馬は、競馬番組で示す当該馬が出走できる最初の競走に限り、出走投票した馬に優先出走を認める。
- 4 出走投票の結果、1競走の頭数が6頭以下の場合はその競走を取り止め、新たに競走を設けることができる。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。

第6 騎乗の制限及び減量騎手の取扱い

- 1 騎乗の制限
 - (1) 騎手の1日の騎乗回数は、7回までとする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 騎乗を変更した騎手は、翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 2 減量騎手の取扱い

(1) 年度初日の通算勝利度数によるばんえい重量の軽減は下表のとおりとし、重賞・特別競走においては、ばんえい重量の軽減は行わない。

ア、男性騎手

減量重量	ばんえい重量の調整	表示
10 kg	1 通算勝利度数が50勝未満の騎手 2 免許取得5年以下で、通算勝利度数50勝以上100勝未満の騎手は当該年度10勝まで減量する。	☆

イ、女性騎手

減量重量	ばんえい重量の調整	表示
20 Kg	1 通算勝利度数が50勝未満の騎手 2 免許取得5年以下で、通算勝利度数50勝以上 100勝未満の騎手は当該年度10勝まで減量する	△
10 kg	上記以外の騎手	☆

※「免許取得5年以下」とは、5年に達する月を含む年度末までとする。

(2) すでに出走投票された競走については、(1)の勝利度数を超えた場合でも、減量騎手と同様の扱いとする。

第7 格 付

馬齢及び収得賞金により下記のとおり格付けする。

1 2 歳

2歳馬の本年度収得賞金順に格付けする。

2 3歳以上

(1) 5歳以上及び3・4歳で通算収得賞金90万円以上の馬は、下記のとおり格付けする。

級	オープン	A1	A2	B1	B2	B3	B4
---	------	----	----	----	----	----	----

(2) 3・4歳で通算収得賞金90万円未満の馬は、下記のとおり格付けする。

級	C1	C2	C3
---	----	----	----

ただし、第5回、第10回、第15回、第20回、第25回は、5歳以上の通算収得賞金90万円未満の馬はC級に格付ける。

第8 負担重量

1 騎手重量

騎手重量は75kgとする。ただし、第15回(10月29日)以降は77kgとする。

2 ばんえい重量

(1) 規定重量

(イ) 普通競走

馬齢、通算収得賞金及び開催回により、下記のとおりとする。

5歳以上及び3・4歳で通算取得賞金90万円以上の馬

重量区分	オープン (360万円 以上)	360万円 未満	280万円 未満	220万円 未満	180万円 未満	150万円 未満	120万円 未満
第1回～第4回	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg	610 kg
第5回～第8回	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg	620 kg
第9回～第12回	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg	630 kg
第13回～第16回	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg	640 kg
第17回～第19回	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg	650 kg
第20回～第22回	720 kg	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg	660 kg
第23回～第26回	730 kg	720 kg	710 kg	700 kg	690 kg	680 kg	670 kg

3・4歳で通算取得賞金90万円未満の馬

重量区分	90万円未満	60万円未満	40万円未満
第1回～第4回	590 kg	580 kg	570 kg
第5回～第8回	600 kg	590 kg	580 kg
第9回～第12回	610 kg	600 kg	590 kg
第13回～第16回	620 kg	610 kg	600 kg
第17回～第19回	630 kg	620 kg	610 kg
第20回～第22回	640 kg	630 kg	620 kg
第23回～第26回	650 kg	640 kg	630 kg

ただし、第5回、第10回、第15回、第20回、第25回は、5歳以上の通算取得賞金90万円未満の馬は同額区分に編入し10Kg加増する。

2 歳

	第1回～ 第4回	第5回～ 第7回	第8回～ 第10回	第11回～ 第13回	第14回～ 第16回	第17回～ 第18回	第19回～ 第20回	第21回～ 第22回	第23回～ 第24回	第25回～ 第26回
A	480kg	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg	560kg	570kg
B	480kg	490kg	500kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg	560kg
C	480kg	480kg	490kg	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg	550kg
D	480kg	480kg	480kg	490kg	490kg	500kg	510kg	520kg	530kg	540kg

ア、3歳以上120万円未満以上に格付けされた3歳及び4歳馬の減量条件は次のとおりとする。

	第1回～第19回	第20回～第26回
3 歳	20 kg	10 kg
4 歳	10 kg	

イ、牝馬は20kg、2歳及び3歳のせん馬は10kg減量する。

ウ、3歳以上120万円未満以上に格付けされた馬は、本年度取得賞金50万円につき5kg加増する。

エ、2歳馬は本年度取得賞金30万円につき5kg加増する。

(ロ)特別競走

ア、3歳以上120万円未満以上に格付けされた3歳及び4歳馬の減量条件は次のとおりとする。

	第1回～第19回	第20回～第26回
3 歳	20 kg	10 kg
4 歳	10 kg	10Kg

イ、3歳以上120万円未満以上に格付けされた馬は、本年度取得賞金40万円につき5kg加増する。

ウ、性別による加減の条件は、普通競走に準じて行う。

(2)馬齢重量

競馬番組において基礎重量を発表し、性別による加減の条件は、普通競走に準じて行う。

(3)別定重量

ア、競馬番組において基礎重量及び次の区分による別定条件を発表し、下記の条件により加減する。

区 分	条 件
定 量	同一重量
別定1-a	本年度取得賞金 50万円につき10kg加増
別定1-b	本年度取得賞金80万円につき10kg加増
別定2-a	1重量格につき10kg加減 オープン馬は本年度取得賞金60万円につき10kg加増
別定2-b	1重量格につき10kg加減 オープン馬は本年度取得賞金100万円につき10kg加増
別定3	番組編成会議において決定する

重量格は、360万円以上(オープン)、360万円未満、280万円未満、220万円未満(180万円未満を含む)、150万円未満(120万円未満を含む)、90万円未満(3・4歳)とする。

イ、馬齢及び性別による加減の条件は、特別競走に準じて行う。

第9 勝馬確定後の失格及び着順の変更に伴う賞金の取扱い

- 1 勝馬確定後の失格により賞金が返還される場合は、当該競走の取得賞金額から減算する。
- 2 勝馬確定後の着順の変更により賞金が交付される場合は、当該競走の取得賞金額に加算する。
- 3 加算又は減算された取得賞金額は、勝馬確定後の失格及び着順の変更が行われた日以降の競走に適用する。ただし、その開催の番組編成が終了している場合は、次開催から適用する。

第10 この番組編成要領の馬齢は、1月以降の開催においてはそれぞれ1歳を加えて読み替える。

第11 この要領に定めるもののほか、番組編成上必要な事項は番組編成会議で別に定める。